

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：福生病院企業団

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	66.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	115.5%
全職員	79.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	89.5%
本庁課長相当職	81.6%
本庁課長補佐相当職	112.8%
本庁係長相当職	95.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	75.0%
16～20年	64.6%
11～15年	78.1%
6～10年	65.4%
1～5年	55.6%

【説明欄】

- ・常勤医師・歯科医師は他の職種に比べて給与水準が高く、また、その人数は女性職員よりも男性職員の方が多い（常勤医師・歯科医師の男女比は男性 69.8%、女性 30.2%）。そのため、常勤男性職員全体の平均給与額を押し上げている。
- ・勤続年数は、採用年度を勤続1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	29.0%

【説明欄】

・ 令和 8 年 4 月 1 日時点の職員数を基に算出している。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	29.0%
本庁課長相当職	33.3%
本庁課長補佐相当職	47.4%
本庁係長相当職	58.8%

【説明欄】

・ 令和 8 年 4 月 1 日時点の職員数を基に算出している。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和 7 年度
男性	57.1%
女性	95.2%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和 7 年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0%	0%	—	—
1 週間以上 2 週間未満	0%	0%	—	—
2 週間以上 1 月以下	0%	0%	—	—
1 月超 3 月以下	75.0%	0%	—	—
3 月超 6 月以下	25.0%	5.0%	—	—
6 月超 9 月以下	0%	40.0%	—	—
9 月超 12 月以下	0%	35.0%	—	—
12 月超 24 月以下	0%	20.0%	—	—
24 月超	0%	0%	—	—

【説明欄】

- ・ 育児休業取得率算出の例：

令和 7 年 1 月に配偶者が出産し、令和 7 年 6 月から令和 8 年 5 月まで育児休業を取得した場合
→令和 6 年度の分母に 1、令和 7 年度の分子に 1 として、分母・分子とも 1 回のみカウントする。

- ・ 令和 7 年度において、会計年度任用職員の育児休業取得対象者はいませんでした。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 7 年度
内部部局等	7.8 時間／月
内部部局等以外	—

【説明欄】

・「管理的地位にある職員以外の職員」とは、非常勤職員及び再任用職員を除いた職員のうち、管理監督職員（管理職手当を支給される職及びこれに準ずる職員をいう。）を除いた職員としている。